

もくじ

I はじめに

1 計画策定の背景	1	(2) 計画で定める事項	3
(1) 障害者自立支援法の制定から改正と児童福祉法の改正	1	(3) 他の計画との関係	3
(2) 国における基本指針の設定	1	3 計画の期間	4
(3) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に係る基本指針のポイント	2	4 計画の策定体制	5
2 計画策定の趣旨	3	(1) 計画の策定体制	5
(1) 計画の根拠	3	(2) アンケート調査	5
		(3) パブリックコメントの実施	5

II 障がいのある人とサービスの状況

II-1 障がいのある人の状況 > 7

1 障害者手帳の所持者の推移	7	(5) 精神疾患分類別自立支援医療（精神通院）所持者	9
(1) 障がいのある人（障害者手帳所持者）の全体数の推移	7	2 障害支援区分認定の状況	10
(2) 身体障害者手帳所持者	8	(1) 障害支援区分の認定者	10
(3) 療育手帳所持者	8	(2) 障害福祉サービス等支給決定者	10
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者	9		

II-2 障害福祉サービスの利用状況 > 11

1 訪問系サービス	11	(5) 就労継続支援（A型）の利用状況	19
(1) 居宅介護の利用状況	11	(6) 就労継続支援（B型）の利用状況	20
(2) 重度訪問介護の利用状況	12	(7) 就労定着支援の利用状況	21
(3) 同行援護の利用状況	13	(8) 短期入所の利用状況	22
(4) 行動援護の利用状況	14	(8) 療養介護の利用状況	23
(5) 重度障害者等包括支援の利用状況	14	3 居住系サービス	24
2 日中活動系サービス	15	(1) 自立生活援助の利用状況	24
(1) 生活介護の利用状況	15	(2) 共同生活援助の利用状況	24
(2) 自立訓練（機能訓練）の利用状況	16	(3) 施設入所支援の利用状況	25
(3) 自立訓練（生活訓練）の利用状況	17	4 相談支援	25
(4) 就労移行支援の利用状況	18		

II-3 地域生活支援事業の利用状況 > 26

1 必須事業	26	(7) 移動支援事業	30
(1) 理解促進研修・啓発事業	26	(8) 地域活動支援センター事業	30
(2) 相談支援事業	26	2 任意事業	31
(3) 成年後見制度利用促進事業	27	(1) 訪問入浴サービス事業	31
(4) 意思疎通支援事業	28	(2) 日中一時支援事業	31
(5) 日常生活用具給付等事業	29	(3) 社会参加促進事業	32
(6) 手話奉仕員等養成研修事業	29	(4) スポーツ・レクリエーション事業	32

II-4 児童福祉法に基づく障がい児の支援について > 33

(1) 児童発達支援	33	(5) 保育所等訪問支援	34
(2) 医療型児童発達支援	33	(6) 障害児相談支援	35
(3) 放課後等デイサービス	33	(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援 を調整するコーディネーター	35
(4) 居宅訪問型児童発達支援	34		

II-5 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の数値目標の実績と評価 > 36

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	36	(3) 地域生活支援拠点等の整備	36
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケア システムの構築	36	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	36

III 基本的な考え方

1 基本的な考え方	39	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	44
(1) 計画策定の基本的な考え方	39	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケア システムの構築	44
(2) サービスの提供体制の確保に関する 基本的な考え方	41	(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実	44
(3) 相談支援の提供体制の確保に関する 基本的な考え方	41	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	45
(4) 障がい児支援の提供体制の確保に関 する基本的な考え方	41	(5) 障害児支援の提供体制の整備等	46
2 基本指針に基づく目標	43	(6) 相談支援体制の充実・強化等	48
3 本計画の成果目標	44	(7) 障害福祉サービス等の質を向上させる ための取組に係る体制の構築	48

IV サービス利用量の見込みと確保策

IV-1 障害福祉サービス > 49

1 サービス利用量の見込みと確保策の 考え方	50	(3) 短期入所	53
(1) 訪問系サービス	50	(4) 居住系サービス	54
(2) 日中活動系サービス	51	(5) 地域生活支援拠点等	55
		(6) 相談支援	55

IV-2 地域生活支援事業 > 57

1 必須事業	58	(9) 移動支援事業	60
(1) 理解促進研修・啓発事業	58	(10) 地域活動支援センター事業	60
(2) 自発的活動支援事業	58	2 任意事業	61
(3) 相談支援事業	58	(1) 訪問入浴サービス事業	61
(4) 成年後見制度利用支援事業	58	(2) 日中一時支援事業	61
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	59	(3) 社会参加促進事業	61
(6) 意思疎通支援事業	59	(4) スポーツ・レクリエーション事業	62
(7) 日常生活用具給付等事業	59	(5) 発達障害児者及び家族等支援事業	62
(8) 手話奉仕員等養成研修事業	60		

IV-3 障がい児支援 > 63

1 障害児通所支援	63	(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援 を調整するコーディネーター	66
(1) 児童発達支援	63	3 子ども・子育て支援	67
(2) 医療型児童発達支援	64	(1) 保育園等における障がいのある児童の 受け入れ	67
(3) 放課後等デイサービス	64	(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ） における障がいのある児童の受け入れ	67
(4) 居宅訪問型児童発達支援	64	4 あさひ学園	68
(5) 保育所等訪問支援	64		
2 障害児相談支援等	66		
(1) 障害児相談支援	66		

V 計画の推進

1 計画の推進体制	69	3 サービスの円滑な利用と質の確保	69
(1) 小牧市障害者自立支援協議会	69	4 共生型サービスの円滑な導入	70
(2) 庁内体制	69	5 計画の進捗管理と評価	70
2 圏域、県との協力	69		